

児童発達支援 P r e s e e d

運営規程

(事業の目的)

第1条

一般社団法人P r e s e e d (以下「事業者」という)が設置し、児童発達支援を提供するP r e s e e d (以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児および障がい児の保護者の意思および人格を尊重し、障がい児および障がい児の保護者の立場に立った適切な児童発達支援を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- (2) 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障がい福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 P r e s e e d

所在地 鹿児島県いちき串木野市昭和通183番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

ア 事業所の管理者は事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うものとする。

イ 事業所の管理者は、事業所の従業者に必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 児童指導員 1名 (常勤職員)

児童発達支援の提供において、児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 1名 (常勤職員) 5名 (非常勤職員)

児童発達支援の提供において、児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(5) 支援員 1名 (常勤臨時職員)

児童発達支援の提供において、児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。また、業務に必要な事務を適切に行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条

営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。

ただし、8月13日から8月15日・12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

通常・学校休業日 9時00分から12時00分までとする。

土曜日 9時00分から12時00分までとする。

(3) サービス提供時間

通常・学校休業日 9時30分から11時00分までとする。

土曜日 9時30分から11時00分までとする。

(提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主たる対象とする障害の種類)

第6条

本事業所において提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主として対象者は次の通りとする。

指定障害児通所支援事業の種類	利用定員	事業の主たる対象とする障害の種類
児童発達支援	3名	特になし

事業者は、前項の利用定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行わないものとする。

ただし、災害またはその他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(児童発達支援の内容)

第7条

児童発達支援に係る指定通所支援(以下『指定児童発達支援』という。)の事業は、障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

(通所給付決定保護者から受領する費用の額)

第8条

(1) 事業者は児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 事業者は法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

(3) 事業者は前二項の費用の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援を提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払いを通所決定保護者から受けることができる。

[教材費及び通常必要経費]教材費等にかかるサービス提供に当たっては、事前に保護者に対しサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(4) 事業者は前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(5) 事業者は第3項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、鹿児島県いちき串木野市、同日置市、同薩摩川内市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

事業所は利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者に対し、事業所の秩序及び安全を害することや事業所の建物及び設備等に損害を与えることがないようにすることの他、利用者が留意すべき具体的な内容について重要事項説明書で説明を行い、同意を得る。

(緊急時等の対応方法)

第 11 条

事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が応じた場合やその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条

(1) 事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、防火管理責任者は、施設の立地環境に応じて、火災・風水害・地震・津波・火山災害等の個別に非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

(2) 事業者は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第 13 条

(1) 保護者及び障がい児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

(2) 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第 14 条

(1) 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、指定児童発達支援の提供日、内容、その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録するものとする。

(2) 事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 15 条

(1) 事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

(2) 事業者は、当該事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供するものとする。

ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(3) 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理)

第 16 条

事業者は障害児の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な処置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

(重要事項の掲示)

第 17 条

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第 18 条

- (1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、指定障害児入所施設等(法律第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設という)指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害児福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第 19 条

- (1) 事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第 20 条

- (1) 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- (3) 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条

指定児童発達支援の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般社団法人 P r e s e e d と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、令和 5 年 8 月 17 日から施行する。